

豊橋市立前芝中学校いじめ防止基本方針

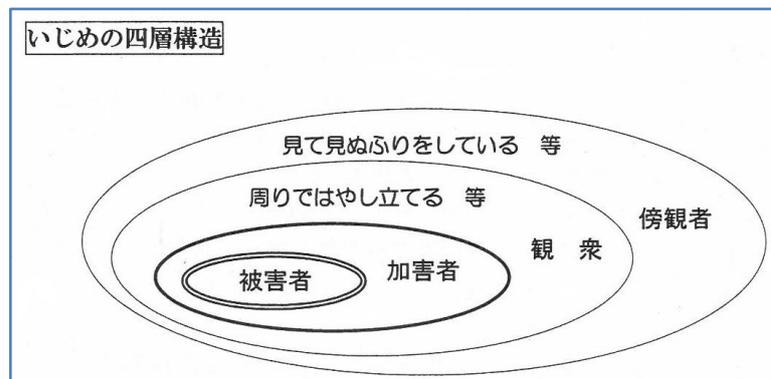
1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

いじめはどの集団にもどの生徒にも起こりうる問題である。友人関係における双方の力関係のバランスが崩れると、「遊び・ふざけ」が「いじめ」へと変わったり、多くの生徒が入れ替わりながらいじめを繰り返したりする場合も考えられる。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命又は身体に重大な危険を生じさせることもある。

また、生徒が被害者にも加害者にもなりうる可能性がある。日頃から、学級や部活動などの所属集団に存在する人間関係の序列化やグループ化など、構造上の問題を十分踏まえておく必要がある。その上で、

「いじめの四層構造」に表現されるいじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要がある。また、常に重大事態を想定して指導にあたるのが肝要である。いじめが発見、認知されたときには、すでに重大な事態に至っている可能性がある



ることを十分に理解した上で対処することが大切である。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、家庭との連携を図りながら、学校全体で組織的に対応していきたい。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安全・安心に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めていきたい。

未然防止の基本となるのは、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、生徒が安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや学級づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出せることを期待したい。

そうした未然防止の取り組みが着実に成果を上げているかどうかについては、日常的にかかわる中で生徒の様子を把握したり、定期的なアンケートや生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行うかを定期的に検討し、PDCAに基づく取り組みを継続していく。

2 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、生徒の実態を把握した上で、PDCAサイクルにより、見直しと改善を図り、実効性のあ

る取り組みとなるよう努める。

P…いじめの未然防止に努める試みと、生徒の実態把握のなかで明らかになった課題を解決に導く教育課程の作成

D…Pの実行

C…Dの結果の点検（心のアンケート・個人面接などによる）

A…Cの結果を踏まえ、Pを改善し取り組む

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施し（12月）、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行い、改善を図る。

【アンケートの項目】

○教師

- ・いじめ防止に努めている。
- ・いじめ問題が起きたときに素早く対応している。
- ・生徒の間違った言動や行動に対してきちんと指導している。
- ・生徒のことについて親身に相談にのっている。

○生徒

- ・先生たちは、いじめ防止に努め、真剣に対応してくれる。
- ・先生たちは、気軽に相談にのってくれる。

○保護者

- ・学校は、子どもたちの間違った言動に対して、きちんと指導している。
- ・学校は、子どもたちのことについて、親身に相談にのっている。
- ・学校や先生は、いじめの早期発見に努め、問題が起きたときは素早く対応している。

3 いじめ防止対策組織

(1) いじめ防止対策組織の設置

本校では、いじめ防止対策組織を次のような構成員で設置する。小規模校の利点を生かして、校内生活サポート委員会をこれに充てる。なお、校務分掌は兼務する場合がある。生徒からの訴えを受けた教職員が、学年生徒指導担当→生徒指導主事・校務主任・生活サポート主任に報告・連絡・相談をすることとしている。内容によっては、臨時に校内生活サポート委員会を開き、対応策を検討し、即時対応する。また、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう組織として対応する。また、週1回開催される生徒指導部会において、生徒の情報交換を密に行い、校内生活サポート委員会につなげる。

[構成員（学校内）]

校長、教頭、教務主任、校務主任・生活サポート主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、道徳教育推進担当、スクールカウンセラー

[学校外との連携]

豊橋市教育相談室相談員、校区児童民生委員、ココエール、児童相談所

(2) いじめ防止対策組織（校内生活サポート委員会）の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」を周知させ、教職員の共通理

解を図る。

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ・生徒及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、教職員が生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているかを、定期的に点検する。
- ・いじめの認知が「0」の場合、生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認する。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・心のアンケート（いじめアンケート）を記名式や無記名式など多様な形で実施するとともに、教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ・アンケートの結果は複数の目で確認する。
- ・すべての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修・情報交換を行う。

ウ いじめに対する措置

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
- ・調査により明らかになった事実関係について、保護者に情報を適切に提供し、加害・被害双方の協力を求める。

エ いじめの未然防止・早期発見の取り組み

- ・本いじめ防止基本方針と豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

オ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や、学校新聞で学校評価結果等を発信する。

4 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感や自己有用感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 人権に関わる全校道徳や人権に関する標語への取り組みを通して、生徒に「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもたせるよう努める。また、学級活動・生

徒会活動・委員会活動・部活動において、生徒の自主的・主体的な活動による「自浄力」を高めるよう努める。

エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットのルールに基づく正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう、全校集会や学級活動などで継続的に指導する。また、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者についても情報モラルについての理解を求めていく。

(2) いじめの早期発見の取り組み

ア 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。滯標（生活ノート）、個人面談、休み時間中の雑談など、日頃から生徒に寄り添う姿勢を持ち続けるように努め、生徒・家庭との信頼関係を築く。また、日頃から意識をもって生徒を見守り、生徒の表情・服装・態度等の変化を敏感につかんで、声かけをしたり、教師間や保護者と連絡を取ったりする。

イ 相談室（心の教室）を整備するとともに、相談箱を設けるなど、生徒が相談しやすい環境を整える。

ウ 「心のアンケート」や教育相談を定期的実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。「心のアンケート」は、年4回程度実施する（5月・6月・9月・11月・2月）。それに合わせて、教育相談を行う。年3回（6月・11月・2月）は、全生徒対象の相談週間に連携させて行う。生徒対象だけでなく、保護者対象のアンケートも年1回実施する。

エ 週一回開催される生徒指導部会において、生徒の状態について情報交換や、いじめの発生又はいじめにつながる事案についての情報収集を行い、早期対応を図る。

オ 外部の相談窓口の紹介、周知を図る。スクールカウンセラーや、市の相談室などの関係機関との連携を深める。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「校内生活サポート委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携して、いじめられた生徒に寄り添い支援を行う。

ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。事実関係を聴取の後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで支援体制をつく

り対応をする。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりに努める。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。ネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、必要な措置を講じる。

5 自殺・重大事態につながる可能性がある場合の対応

- (1) 校長のリーダーシップの下、直ちに「いじめ防止対策組織」や職員会議を開き、「子どもの自殺予防マニュアル」（平成25年度豊橋市教育委員会策定）に基づき、事実関係や今後の方針についての情報を共有する。
- (2) 直ちに教育委員会に報告し、指導を仰ぎながら、連携して対応する。
- (3) 全教職員が危機感をもって速やかに当該生徒の見守り体制を構築するとともに、家庭や関係機関、スクールカウンセラー、各種相談機関等との連携を図る。

6 家庭への呼びかけ

(1) 学校への相談

わが子がいじめを受けていると訴えた場合や、その疑いがある場合には、速やかに学校に相談しましょう。

(2) 思いやりの心や規範意識の醸成

保護者は、わが子がいじめを行うことがないように、思いやりの気持ちや規範意識を育む必要があります。いじめを行う子どもは心に悩みやストレスを抱いていると言われていいます。保護者は、様々な要因から少しずつ蓄積されるわが子のストレスに目を向け、日々の会話や日常生活の中でその解消に努めましょう。

(3) 「観衆」「傍観者」とならない指導

日頃から、わが子に対して誰もがいじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識させ、いじめを加担したり、見て見ぬふりをしたりすることがないように言い聞かせましょう。

(4) インターネットやSNS上でのいじめについては、学校で把握することは困難なため、保護者が見守る必要があります。

そのため、わが子にスマートフォンなどインターネットやSNSが利用できるメディアをもたせる場合には、必ず親子で話し合い、お互いが納得できる約束を決めるとともに、日頃からインターネットやSNSの正しい使い方などを積極的に家庭内の話題にし、保護者による見守りを継続していきましょう。

7 重大事態への対処

- (1) 重大事態が生じた場合、直ちに教育委員会に報告をする（いじめによる重大事態への対処に関するフロー図）。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ防止対策組織」を、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。

- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り、加害・被害双方の生徒や保護者の心のケアに努める。
- (5) 生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を、教育委員会の指導を仰ぎながら、連携して行う。情報発信の際には、プライバシーへの配慮に留意した対応を行う。

8 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回以上計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「豊橋市立前芝中学校いじめ防止基本方針」は、年度当初の健全育成会において保護者への周知を図る。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

前芝中学校いじめ対応マニュアル（詳細）

ポイント！：日頃から教師が、濡標や本人の様子から気づけるようにし、早期対応に心がける。

※養護教諭による健康観察、保健室相談などが早期発見につながる場合がある。



現場に遭遇

※多数対1人か、1対1でも一方的か、などの状況をよく見ること

通報・訴え・教師の見とり

本人への聴き取り

※いじめを受けていると思われる生徒にはカウンセリングマインドで話を聴くこと
 ※加害生徒からも話を聴くことを確認

暴力を伴っている場合

両者を引き離し、ケガの有無を確認する

養護教諭

保護者

病院

※暴力行為対応マニュアルに準ずる

別室で両者から事実などを確認する

※必ず、学年・複数で対応すること
 ※いじめる側がはっきりしていない場合は、目撃者や他の生徒からも状況を聞く。

いじめられている側の話から「いじめ」と判断される場合

生徒指導部会
 校務・生徒指導主事、学年生徒指導担当・養護教諭

関係機関
 ・ココエール
 ・児相 ・警察
 ・子ども家庭課他

被害届

※被害届が出た場合
 窓口：教頭
 ※指導記録を必ず残す

校内生活サポート小委員会で今後の対応を考える

◎生徒指導主事 学年主任 担任
 生活サポ主任 養護教諭 (SC)

報・連・相
 校長・教頭
 市教委

学年主任・担任

学級指導

※傍観者の指導
 ※いじめを許さない風土づくり

いじめられ

いじめる

※心のケアと今後どうしたいのかを考えさせる指導
 ※安全の確保と継続的な支援体制

※何がいけなかったのかを理解させる指導
 ※今後、どうすべきか考えさせる指導

家庭訪問・電話訪問で状況と今後の指導について両保護者に伝える

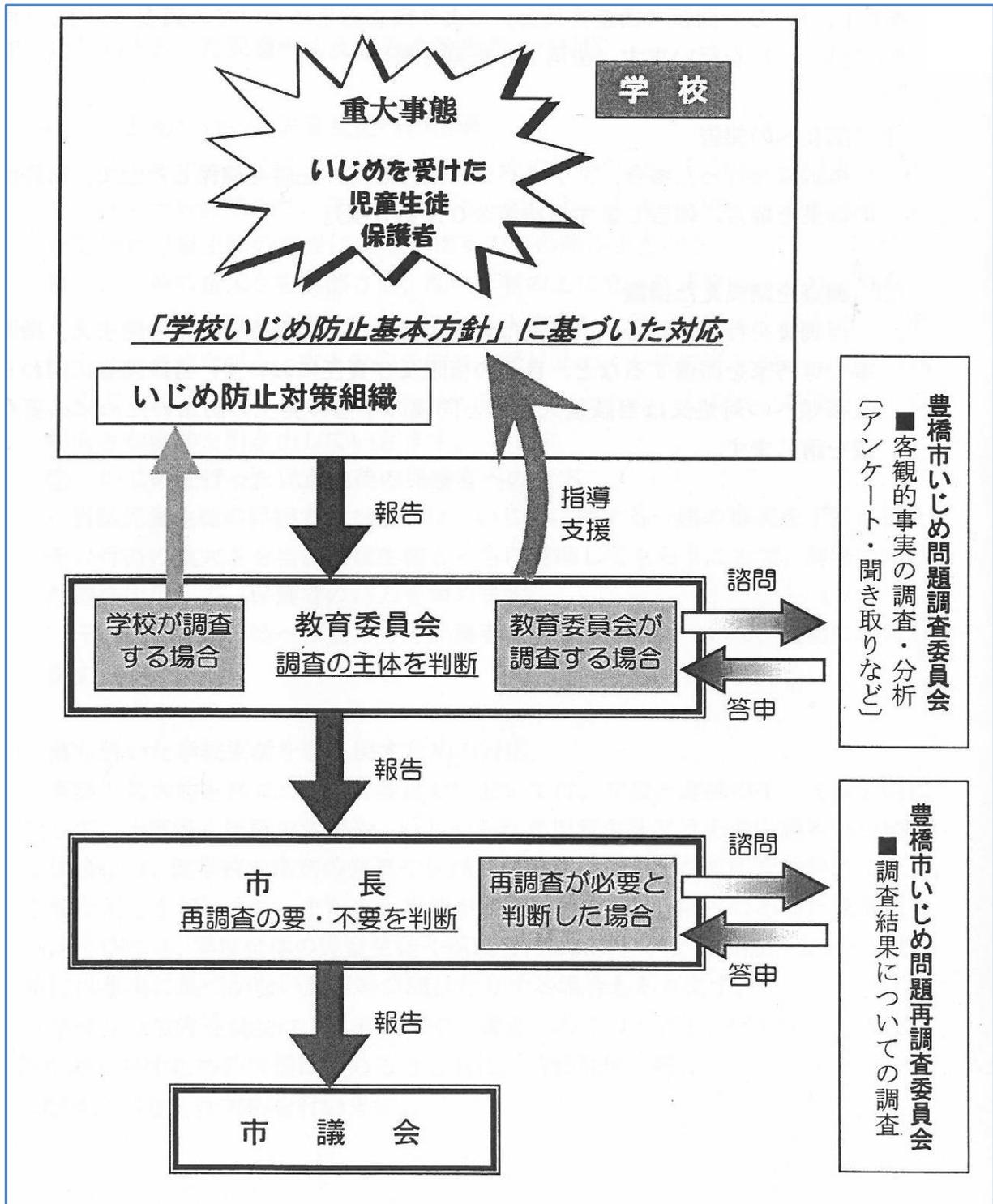
※経過・状況など事実を伝える
 ※学校の今後の指導方針について伝える
 ※家庭の意向を聴く

※経過・状況など事実を伝える
 ※学校の今後の指導方針について伝える
 ※家庭の協力をお願いする

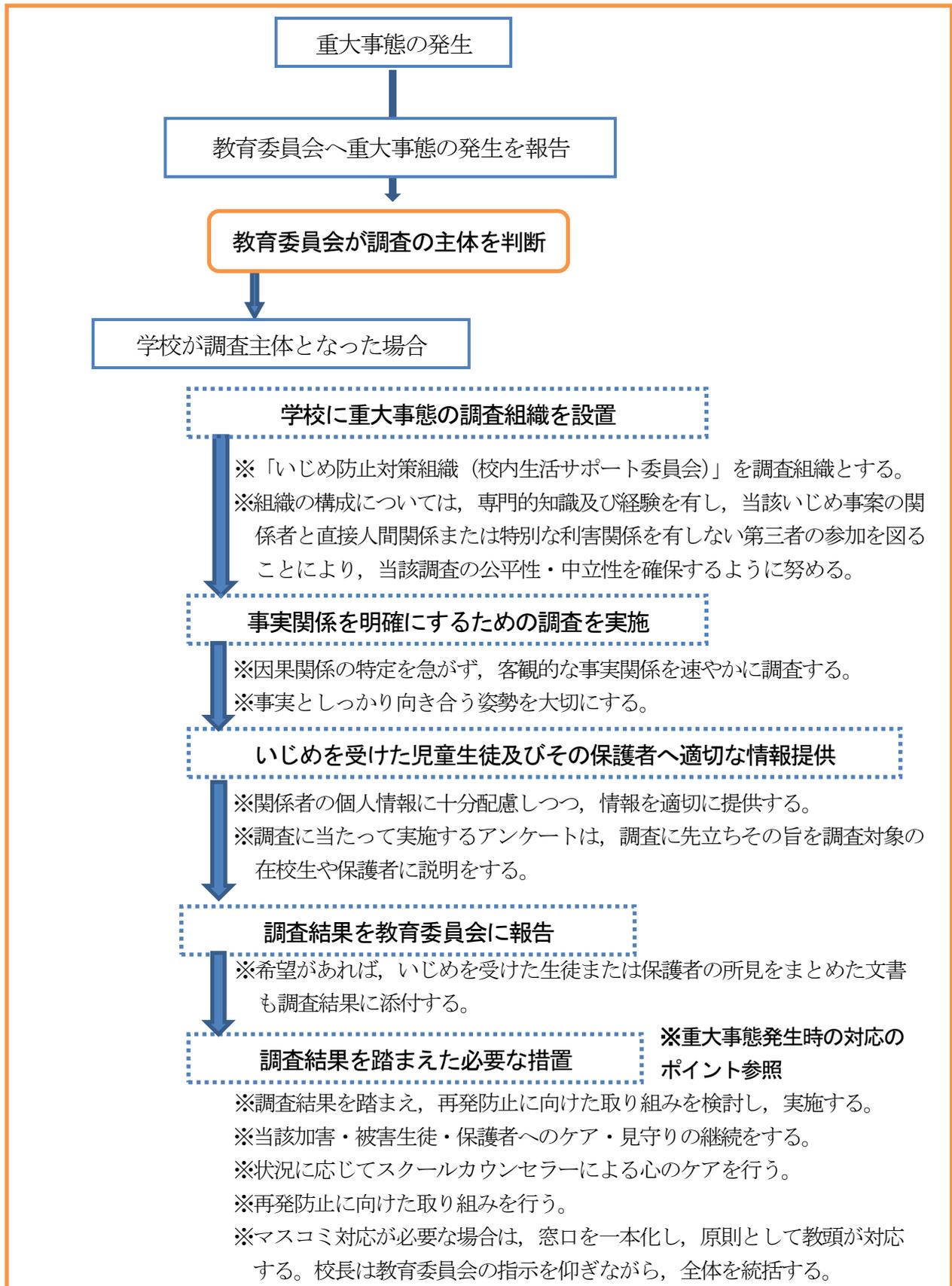
本人たちへのケア・事後指導を行うとともに学級指導を充実させる

※SCを利用した相談、教師の声かけ、学級指導（道徳、学級会、ルールづくりなど）

【いじめによる重大事態への対処に関するフロー図】



【重大事態発生時の調査対応図】



【組織的ないじめ対応のフロー図】

